

加茂川総合内水対策協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「加茂川総合内水対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、内水氾濫に起因する浸水被害が発生している加茂川流域において、水害を防止又は軽減させるため、流域の特性に応じた総合内水対策の具体的施策である総合内水対策計画を策定するとともに、計画を着実に推進することを目的とする。

（組織）

第 3 条 協議会は、別表第 1 に掲げる委員により構成する。

（会長）

第 4 条 協議会には会長を置き、美濃加茂市長の職にある委員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会議を総括する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

4 協議会は原則公開とする。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は美濃加茂市産業建設部建設水道部都市計画課において行う。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	職、役職等
国	木曾川上流河川事務所長
	木曾川上流河川事務所副所長
県	県土整備部河川課長
	可茂土木事務所長
美濃加茂市	市長
	総務部長
	産業建設部長 建設水道部長
坂祝町	町長
	総務課長
	産業建設課長
地域住民代表	（美濃加茂市） 若宮一自治会長、下町六自治会長、深田一自治会長 （坂祝町） 酒倉連合自治会長